



★★★★ 皐月（さつき） ★★★★★

学校が始まり、約1か月が過ぎようとしています。5月8日（月）から新型コロナウイルスの位置づけが変わります。新型コロナ患者は法律に基づく外出自粛は求められることがなくなり、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられます。生活様式もいろいろな場面で変化があることかと思えます。

5月は、3年生の修学旅行が5月21日（日）から5月23日（火）に予定されています。また、1・2年生校外学習は6月に予定されています。新型コロナウイルスの位置づけが変わってはおりますが、罹患者が多い場合には、内容の変更や延期などの判断をすることもあるかと思えます。保護者の皆様のご理解をいただければ幸いです。なお今後、行事や教育課程に変更などが生じたときは、船橋市学校メールやおたよりでお知らせします。船橋市学校メール登録がお済みでない方や、アドレスなどを変更されている方は、早めの登録をお願いします。

令和5年度学校運営協議会の紹介（順不同）

田島 洋一	P T A会長
中村 幹夫	おやじの会会長
入江 浩二	二宮中学校長

<教育委員会学務課より再掲載依頼内容>

「就学援助制度」は、経済的理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。就学援助の認定者は給食費も免除となります（但し、学校徴収金は免除となりません）。申請を希望する方は、学校・教育委員会学務課・船橋駅前総合窓口センターにある「令和5年度就学援助 申請書 兼 同意書」（市ホームページからもダウンロード可能）に必要事項を記入し必要書類を添付して、学校へ提出してください。解雇や疾病等による休業や失業等により世帯の収入が著しく減少している場合は現在の収入での審査が可能な場合がありますので、教育委員会学務課までご連絡ください。

問合せ先：

就学援助制度について 学務課 047-436-2852

学校給食費について 保健体育課 047-436-2418

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会就学援助担当課へお問い合わせください。

◆学校諸経費の口座振替について

6月8日（木）は、引き落とし日です。前日までに口座への入金をお願いします。なお、詳細については5月22日頃配付予定の「口座振替による諸経費納入についてのお願い」をご覧ください。

<学校における留守番電話機能の自動応答メッセージの設定について>

- ・5月（平日…午後6時～翌午前7時30分／土・日・祝日…終日設定）

※欠席などの連絡は可能な限り、午前7時30分から午前7時55分頃まで
お願いいたします。（8時頃は電話対応に時間がかかることがあります。）

<学校における合理的配慮の提供について>

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、平成28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、「障害者に対して不当な差別的取扱いを行うこと」が禁止されると共に、国・地方公共団体（公立学校を含む）において、合理的配慮の提供が義務となっております。

学校においては、障害のある児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、個々の教育的ニーズに応じた教育の充実に努めて参ります。